

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則

規則

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十一月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十二号

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則

(趣旨)

第一条 寒冷地における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則

する省令(昭和三十二年農林省令第四十七号)の規定により、県が国から貸付を受けた乳用雌牛及び役肉用雌牛(以下「雌牛」という。)の飼育管理の委託並びに同省令の規定により県が国から譲渡又は譲与を受けた雌牛及びその果実の譲渡又は譲与については、この規則の定めるところによる。

(飼育管理の委託)

第二条 知事は有畜営農の普及を図るため、別に定める地域において農業を営む者であつて、雌牛の飼育に要する飼料の大部分をその栽培する飼料作物により自給する見込が確実であり、かつ、当該雌牛を飼育するの難であると認められるものに雌牛の飼育管理を委託する。

(委託期間)

第三条 前条の規定による雌牛の飼育管理の委託期間は、乳用雌牛にあつては五年以内に、役肉雌牛にあつては三年以内とする。ただし、知事は、雌牛の飼育管理の

委託を受けた者(以下「受託者」という。)から委託期間の延長の申請があつた場合において、有畜営農の普及を図るため必要があると認めるときは、その委託期間を延長することができる。

(雌牛の納付及び譲与)

第四条 受託者は飼育管理の委託を受けた雌牛が委託期間中に生産した雌牛で知事の指定したものの一頭を具に納付しなければならない。

2 知事は前項の規定による納付があつた場合において、受託者がこの規則の規定に従い委託を受けた雌牛を飼育管理したと認めるときは、当該雌牛を受託者に譲与する。

3 第一項の規定による納付は、知事の指定する期日及び場所において行わなければならない。

(雌牛の譲渡)

第五条 知事は、受託者がこの規則に従い委託を受けた雌牛を飼育管理したと認めるときは、委託期間満了後、当該雌牛を国が購入したときの購入価格(購入価格が

時価よりも高い場合には、時価)に相当する対価で、これを受託者に譲渡する。

(果実の譲与)

第六条 飼育管理の委託を受けた雌牛の果実は第四条第一項の規定により納付すべき雌牛を除き受託者に譲与する。

(申請)

第七条 第二条の規定による雌牛の飼育管理の委託を受けようとする者は、受託申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 第三条ただし書の規定による委託期間の延長の申請は、委託期間延長申請書(別記様式第二号)を委託期間満了の日の三箇月前までに知事に提出しなければならない。

3 受託者は第四条第二項の規定による雌牛の譲与又は第五条の規定による雌牛の譲渡を受けようとするときは、知事の指定する期日までに、譲受申請書(別記様式第三号の一又は二)を知事に提出しなければならない。

4 知事は必要があると認めるときは、前三項の書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(委託等の諾否の通知)

第八条 知事は前条の申請書を受理したときは、これを審査して、文書によりその諾否を申請者に通知する。この場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(雌牛の引渡)

第九条 第二条の規定により飼育管理を委託し、第四条第二項の規定により譲与し又は第五条の規定により譲渡する雌牛の引渡は、知事の指定する期日及び場所において行う。

2 前項の規定により雌牛の引渡を受けた者は、受領証(別記様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(受託者の義務)

第十条 受託者は、飼育管理の委託を受けた雌牛につい

て善良な飼育管理を行うとともに、飼料作物を栽培し、それにより当該雌牛の飼料の大部分を自給しなければならない。

第十一条 受給者は、知事が雌牛の飼育管理について必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。

2 受託者は、飼育管理の委託を受けた雌牛につき、台帳(別記様式第五号)を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

3 受託者は、飼育管理の委託を受けた雌牛に、これと異つた品種の種雄牛により種付(家畜人工授精を含む。)を行つてはならない。

4 受託者は、飼育管理の委託を受けた雌牛につき、分べんしたとき又は盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があつたときは遅滞なく、その状況を文書(様式第六号の一又は二)で知事に報告しなければならない。

5 受託者は、飼育管理の委託を受けた雌牛の飼料とす

様式第1号

乳用雌牛(役肉用雌牛)受託申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

氏名

印

寒冷地において営農の安定を期したいので雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則により、下記のとおり雌牛の飼育管理の委託を受けたいので同規則第7条第1項の規定により申請します。

記

乳用雌牛(役肉用雌牛)

品 種	頭 数	受 託 期 間	受託雌牛についての産地、 その他希望事項

注 この申請書には、次の様式による誓約書を添付すること。

誓 約 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

氏名

印

昭和 年 月 日付をもつて申請した乳用雌牛(役肉用雌牛)の飼育管理の委託を受けたときは、雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の規定を遵守し、受託者の義務を完全に履行することをここに誓約します。

る飼料作物の栽培の状況及び委託を受けた乳用雌牛の牛乳の生産成績を毎年五月三十一日までに、文書(別記様式第七号の一及び二)で知事に報告しなければならない。

6 受託者は、飼育管理の委託を受けた雌牛につき、毎年農業共済保険に付さなければならない。

7 受託者は、飼育管理の委託を受けた雌牛及びその生産子牛(乳用雄子牛は除く。)につき、登録登記の手続をしなければならない。

(受託者の賠償責任)

第十二条 受託者は、飼育管理の委託を受けた雌牛につき盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があつた場合において、当該事故がその者の責に帰すべき事由によるものであるときは、県に対し、知事が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(違反処分)

第十三条 知事は、受託者がこの規則に違反したときは、飼育管理を委託した雌牛の返納を命ずることができ

きる。

2 前項の規定による雌牛の返納は、知事の指定する期日及び場所において行わなければならない。

(費用負担)

第十四条 第二条の規定により委託する雌牛の飼育管理、前条第一項の規定による返納及び第四条第一項の規定による雌牛の納付並びに第十一条第六項の農業共済保険及び同条第七項の登録登記の手続に関する一切の費用は受託者の負担とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第3号の1

乳用雌牛（役肉用雌牛）譲受申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名

印

寒冷地において営農の安定を期したいので雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の規定により受託している雌牛について下記のとおりその生産雌牛を納付したので受託している雌牛を譲与されるよう同規則第7条第3項の規定により申請します。

記

譲受希望乳用雌牛（役肉用雌牛）及び納付子雌牛

譲受希望雌牛			納付子雌牛			血 統 (登録登記番号)
委託番号	名 号	生年月日	名 号	生年月日	特 徴	
						父 ()
						母 ()

様式第2号

乳用雌牛（役肉用雌牛）受託期間延長申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名

印

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則により受託している雌牛について下記のとおり受託期間の延長を願いたいので同規則第7条第2項の規定により申請します。

記

1 乳用雌牛（役肉用雌牛）

品 種	委託番号	名 号	生年月日	現在の委託期間	延長を希望する期間

2 延長を必要とする理由

注 延長を必要とする理由は詳細に記載のこと。

様式第4号

乳用雌牛(役肉用雌牛)受領証

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名 印

昭和 年 月 日付第 号委託(譲与)(譲渡)通知書に
より通知のあつた下記の雌牛を受領しました。

記

乳用雌牛(役肉用雌牛)

品 種	委託番号	名 号	生年月日

様式第3号の2

乳用雌牛(役肉用雌牛)譲受申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名 印

寒冷地において営農の安定を期したいので雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則により受託している雌牛について下記のとおり対価を納付したので受託している雌牛を譲渡されたく同規則第7条第3項の規定により申請します。

記

乳用雌牛(役肉用雌牛)及び納付金額

譲受希望雌牛			納付金額	子雌牛を返納せず対価を納付した理由
委託番号	名 号	生年月日		

様式第5号

受託乳用雌牛(役肉用雌牛)台帳

住氏 所名

委託番号	名号	性	1 繁殖成績及び牛乳生産量			2 牛乳生産量			3 牛乳生産量		
			分年 月日	搾乳 量	乳脂率 %	分年 月日	搾乳 量	乳脂率 %	分年 月日	搾乳 量	乳脂率 %
			第1箇月			第1箇月			第1箇月		
			第2箇月			第2箇月			第2箇月		
			第3箇月			第3箇月			第3箇月		
			第4箇月			第4箇月			第4箇月		
			第5箇月			第5箇月			第5箇月		
			第6箇月			第6箇月			第6箇月		
			第7箇月			第7箇月			第7箇月		
			第8箇月			第8箇月			第8箇月		
			第9箇月			第9箇月			第9箇月		
			第10箇月			第10箇月			第10箇月		

生年月日 () 毛色及び特徴 () 登録又は登記番号 () 貸付期間 ()

様式第6号の1

受託乳用雌牛(役肉用雌牛)分べん報告書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所
氏名

印

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の規定により受託している雌牛が下記のとおり分べんしたので同規則第11条第4項の規定により報告します。

受託雌牛				種付した種雌牛		産次	分年 月日	産子の性		摘要
品 種	委 託 号	名 号	注 月 年 日	品 種	名 号			雌	雄	

(注) 摘要欄には流産、死産、産子のへい死、疾病等について記入すること。

様式第7号の1

飼料作物栽培状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

氏名 印

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則により受託している雌牛のための昭和 年度における飼料作物の栽培成績について下記のとおり同規則第11条第5項の規定により報告します。

記

- 1 受託雌牛 乳用雌牛(役肉用雌牛)名号 委託番号
- 2 飼料用作物栽培面積及び収量

飼料作物名	播種、移植年月日 (又は收穫年月日)	作付面積			收穫量又は(予定收穫量)			備考
		水田	畑地		水田	畑地		
			普通畑	樹園地		普通畑	樹園地	
播種 移植		反	反	反	貫	貫	貫	
播種 移植								

様式第6号の2

受託乳用雌牛(役肉用雌牛)事故報告書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所

氏名 印

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の規定により受託している雌牛が下記のとおり事故があつたので同規則第11条第4項の規定により報告します。

記

- 1 乳用雌牛(役肉用雌牛)

品 種	委託番号	名 号	生年月日

- 2 事故の種類

- 3 事故のてん末

- 4 平素の飼養管理状況

(注) 盗難及び失そうの場合にあつては、これを証するに足る書類を添付し、疾病及び死亡の場合にあつては獣医師の診断書又は検案書を添付すること。

